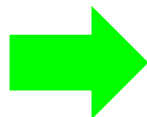


平成27年1月より  
70歳未満の高額療養費制度『自己負担限度額(1カ月当たり)』が細分化されます

見直し前

区分	月単位の限度額
上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	150,000円＋ (総医療費－500,000円)×1% 4回目以降(多数該当※)は、 <u>83,400円</u>
一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1% 4回目以降(多数該当)は、 <u>44,400円</u>
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 4回目以降(多数該当)は、 <u>24,600円</u>



見直し後

区分	月単位の限度額
標準報酬月額 83万円以上	252,600円＋ (総医療費－842,000円)×1% 4回目以降(多数該当)は、 <u>140,100円</u>
標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円＋ (総医療費－558,000円)×1% 4回目以降(多数該当)は、 <u>93,000円</u>
標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1% 4回目以降(多数該当)は、 <u>44,400円</u>
標準報酬月額 26万円以下	57,600円 4回目以降(多数該当)は、 <u>44,400円</u>
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 4回目以降(多数該当)は、 <u>24,600円</u>

※多数該当…同じ世帯で過去12カ月に高額療養費の支給が3回以上あった場合、4回目以降は自己負担限度額が下線金額まで引き下げられます。